

雪のシーズン到来

除雪作業にご協力ください

12月1日から平成27年3月20日までの間、除雪計画に基づいて除雪作業を実施します。

市では、安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、みなさんのご協力をお願いします。

お問い合わせ 土木部 建設課（近江庁舎）

☎52-6925 FAX 52-8790

みなさんをお願いしたいこと

●路上駐車はしないでください



除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

●雪を車道に出さないでください



道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

●除雪車の妨げになるものは片づけてください

道路にはみ出した樹木の枝や障害物などは、事前に撤去するようお願いします。

●火災など万一の事態に備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業をお願いします。

●雪のかたまりの処理にご協力ください

除雪車が通過した後、雪のかたまりが家の出入口をふさぐことがあります。各ご家庭・地域のみなさんで処理をお願いします。

除雪対策本部
土木部 建設課
☎ 52-6925 FAX 52-8790

現地指揮班 各庁舎自治振興課
伊吹地域
☎ 58-2221 FAX 58-1630
山東地域
☎ 55-8101 FAX 55-2406
近江地域
☎ 52-3111 FAX 52-4858
米原地域
☎ 52-1551 FAX 52-4447

除雪についての連絡先

土木部建設課が、「除雪対策本部」として統括を行い、各庁舎の自治振興課が「現地指揮班」として、状況を確認しながら委託業者への指示や市民のみなさんからの問い合わせに対応します。

除雪計画や除雪対象路線図については、12月1日から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

PC

Q&A

除雪に関するよくある質問

除雪作業に関して、みなさんから多く寄せられる質問にお答えします

Q どうして除雪車は玄関前に雪を置いていくの？

A 除雪は、限られた時間で通行を確保するため、雪を道路の両側にかき分ける作業を行っています。除雪業者には、できる限り玄関先や車庫前などには多くの雪を置かないよう指導していますが、限られた時間内での作業となることから、出入口に残された雪は、各ご家庭で処理していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

Q 除雪車がなかなか来ません

A 市では、雪がおおむね10cm以上積もったときに除雪車が出動し、順次各道路の除雪を行っています。除雪車台数も限られていますので、降雪状況や雪の降り始めの時間帯により、除雪が遅くなる道路もあります。ご理解ください。

Q 除雪した後の道路に雪を出してはいけないの？

A 除雪車が除雪した後、雪を道路に出すと、わだちの原因になったり、路面がでこぼこになったり運転者がハンドルを取られるなど交通事故などの原因になり大変危険です。道路に雪を出すことはやめてください。



高齢の人や障がいのある人へ

住宅除雪にかかった費用を助成します

自力で除雪が困難な高齢者世帯の人などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、除雪に要する経費の一部を助成します。

対象となる方

- (1) 高齢者世帯 (65歳以上の人だけの世帯)
- (2) 障がい者世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ① 身体障害者手帳1級から4級までの人で構成する世帯
 - ② 身体障害者手帳保持者および65歳以上の人で構成する世帯
 - ③ 身体障害者手帳保持者および義務教育課程を修了していない人で構成する世帯

対象経費

積雪量が50cmを超え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った居住する建物の屋根、避難経路等の必要最低限の除雪に要した経費

申請方法

除雪作業実施予定日を民生委員児童委員に連絡の上、除雪完了後速やかに、民生委員児童委員の証明(確認)を受け、補助金交付申請書を高齢福祉介護課へ提出してください。

※申請には、領収書の写しが必要です。後日、補助金交付の可否を決定して通知します。

補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分の1を、次の金額の範囲で助成します。

- (1) 屋根の雪下ろし作業のみ 上限1万円
- (2) 屋根の雪降ろし作業+下ろした雪の排雪作業 上限2万円

対象回数

1世帯につき2回を限度とします。積雪の状況により市長が必要と認めたときは、補助対象回数を増やします。



お問い合わせ 健康福祉部 高齢福祉介護課 (山東庁舎) ☎55-8103 FAX 55-8130